

企画総務委員会
令和元年12月11日

1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(案)概要

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

ア 議員報酬の額 (月額)

区分	現行	改正案
議長	918,000円	913,000円
副議長	789,000円	784,000円
委員会委員長	653,000円	649,000円
同副委員長	630,000円	626,000円
その他の議員	611,000円	607,000円

イ 期末手当の支給月数

	現行	令和元年度(案)	令和2年度以降(案)
年間支給月数	3.60	3.72(+0.12)	3.72(+0.12)
6月	1.675	1.675()	1.735(+0.06)
12月	1.675	1.675()	1.735(+0.06)
3月	0.250	0.370(+0.12)	0.250()

(2) 施行期日

ア 議員報酬の額に係る改正及び令和2年3月に支給する期末手当に係る改正
令和2年1月1日

イ 令和2年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和2年4月1日

2 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

ア 給料の額 (月額)

区分	現行	改正案
区長	1,138,000円	1,131,000円
副区長	918,000円	913,000円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	令和元年度(案)	令和2年度以降(案)
年間支給月数	3 . 6 0	3 . 7 2 (+ 0.12)	3 . 7 2 (+ 0.12)
6月	1.675	1.675()	1.735(+ 0.06)
12月	1.675	1.675()	1.735(+ 0.06)
3月	0.250	0.370(+ 0.12)	0.250()

(2) 施行期日

ア 給料の額に係る改正及び令和2年3月に支給する期末手当に係る改正 令和2年1月1日

イ 令和2年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和2年4月1日

3 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、教育委員会教育長の給料の額を次のとおり改定する。

月額 848,000円 843,000円

教育委員会教育長の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

令和2年1月1日

4 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、常勤の監査委員の給料の額を次のとおり改定する。

月額 632,000円 628,000円

常勤の監査委員の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

令和2年1月1日